

リサーチ TODAY

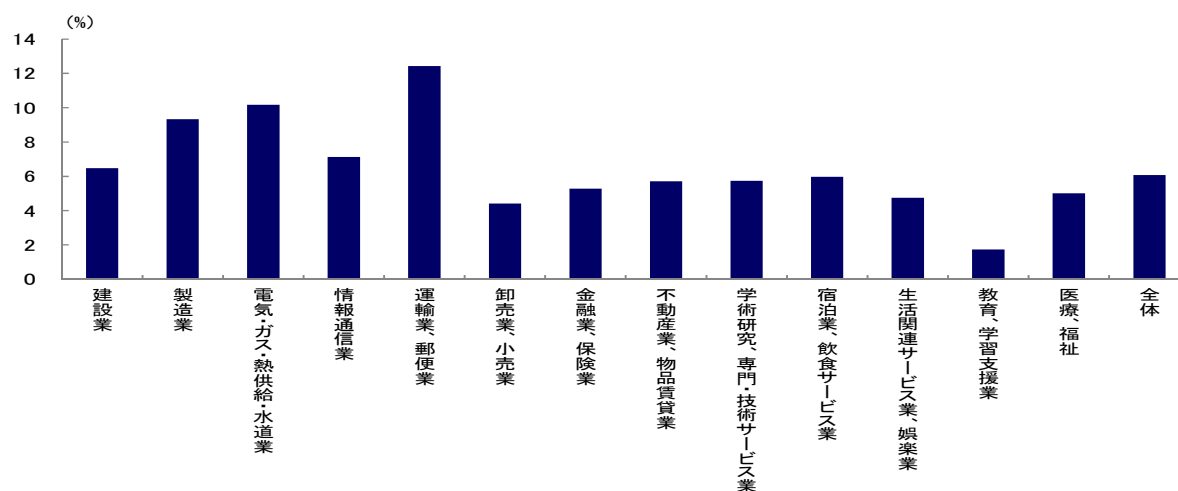
2018年 3月 27日

## 働き方改革で残業代が減ると3%以上の賃上げ必要

専務執行役員 チーフエコノミスト 高田 創

働き方改革で残業時間規制が導入された場合、残業が削減される雇用者1人当たり年87万円の賃金が減少する。雇用増加等の対応を伴わない場合、雇用者報酬は年5.6兆円減少し、GDPを0.3%押し下げることになる。みずほ総合研究所は、残業時間規制による賃金減に関するレポートを発表している<sup>1</sup>。レポートの試算では、削減される残業代は名目賃金の2.6%に相当し、雇用者の所得維持には3%以上の賃上げが必要との結果になる。業種別では、運輸・郵便業や宿泊・飲食業では5%以上の名目賃金の上昇が必要なる結果となった。生産水準を維持するために、企業は時間当たり生産性の向上を図ることが必要になる。同時に、生産性上昇に見合った賃上げがなければ、家計の購買力が上がらず、持続的な成長が覚束ないことになる。下記の図表は、残業代が賃金に占める割合である。労働者の受け取る残業代(所定外給与)が名目賃金(現金給与総額)に占める割合は、2017年平均で6%程度となっており、時間外労働による残業代が事実上生活における重要な収入源になっていることがわかる。業種別にみてもバラツキがあり、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・郵便業、情報通信業、建設業で割合が高いことが示される。

■図表: 残業代が賃金の占める割合



(注) 雇用者を対象に算出

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」よりみずほ総合研究所作成

次ページの図表は、残業時間規制の影響の試算結果である。ここでは、月平均60時間超の時間外労働時間が一律に削減されたと仮定し、追加雇用や規制上限未抵触者の労働時間の延長を伴わない場合、雇用者が受け取る賃金の減少を試算したものだ。この結果、減少額の総額は年間約5.6兆円に達し、日本経済全体で2017年平均の名目賃金換算で2.6%分の減少に相当する。つまり、削減される残業代の影響を補うためには、名目賃金で2.6%、所定内給与で換算すれば3.4%もの賃上げが必要になる。

■ 図表：残業時間規制の業種別の影響(1)

	①削減される残業代 (雇業者1人当たり、年間、 万円)	②残業代を補うために 必要な賃上げ率 (名目賃金、%)	③残業代を補うために 必要な賃上げ率 (所定内給与、%)	④3%賃上げ対比の ネット賃上げ率 (%)
建設	80.1	2.7	3.4	0.3
製造	86.2	2.0	2.8	1.0
電気・ガス・熱供給・水道	177.4	1.5	2.1	1.5
情報通信	99.2	1.9	2.7	1.1
運輸、郵便	92.8	5.4	7.4	-2.4
卸売、小売	77.3	2.8	3.6	0.2
金融、保険	84.7	1.2	1.7	1.8
不動産、物品賃貸	75.5	1.8	2.4	1.2
学術研究、専門・技術サービス	92.6	2.2	3.0	0.8
宿泊、飲食サービス	74.4	7.3	8.3	-4.3
生活関連サービス、娯楽	65.2	3.7	4.3	-0.7
教育、学習支援	36.8	1.3	1.7	1.7
医療、福祉	131.4	2.1	2.6	0.9
業種計	86.7	2.6	3.4	0.4

(注) 『みずほインサイト』図表4を参照いただきたい

(資料) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」よりみずほ総合研究所作成

下記の図表は、残業時間規制に対し企業が行う対応を試算したものだ。残業の削減に対して企業が追加雇用で対応すると、約135万人の新規雇用(+2.4%の増加率)が必要な計算になる。ただし、現実に新規雇用をここまで伸ばすのは困難だろう。また、労働時間延長で補うケースを想定すれば、規制上限を超過しない雇業者一人当たりで月に約4時間の追加労働が必要になる。

■ 図表：残業時間規制の業種別の影響(2)

	①残業時間を補うために 必要な追加雇業者数 (万人)	②残業時間を補うために 必要な追加労働時間 (時間(1人当たり・月当たり))
建設	12.2	5.9
製造	18.9	3.5
電気・ガス・熱供給・水道	0.3	1.9
情報通信	4.5	4.2
運輸、郵便	18.5	12.2
卸売、小売	25.0	4.7
金融、保険	2.3	2.5
不動産、物品賃貸	1.8	3.6
学術研究、専門・技術サービス	5.5	5.4
宿泊、飲食サービス	12.0	6.9
生活関連サービス、娯楽	5.9	5.3
教育、学習支援	11.2	7.0
医療、福祉	8.8	2.0
業種計	135.3	4.3

(注) 『みずほインサイト』図表5を参照いただきたい

(資料) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」より、みずほ総合研究所作成

今回、試算した結果を踏まえ、生産や売り上げの水準を企業が維持しようと思えば、業務分担による労働時間の再配分に加え、業務効率化の推進など、時間当たりの生産性向上が不可欠になる。同時に、生産性向上に見合った賃金増を伴わない場合、家計の購買力は上がらず持続的成長も生じない。企業も雇業者も、生産性を高め賃金を引き上げることへの本気度が試されている。

1 酒井才介「残業時間規制で2.6%の賃金減」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』2018年3月7日)

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。